

競争参加者の資格に関する公示

千歳（８）訓練施設新設等電気工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年８月５日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 掛水 雅俊
(公印省略)

1 工 事 名 千歳（８）訓練施設新設等電気工事

2 工事場所 北海道千歳市

3 工事概要

【千歳基地】

①訓練施設新設に伴う付帯電気設備工事

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約 2,400 m²

②保管庫新設に伴う付帯電気設備工事

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約 240 m²

③庁舎改修に伴う付帯電気設備工事

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

規模：延べ面積 約 620 m² （内部改修面積約 20 m²）

④火薬庫改修に伴う付帯電気設備工事

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約 280 m² （クレーンレールの更新等）

4 工期 契約日の翌日から令和９年12月20日まで

ただし、「保管庫新設」、「庁舎改修」、「火薬庫改修」は、令和９年10月29日までとする。

※技術者の専任期間は令和８年12月から令和９年12月20日までとする。（着手時期：令和８年12月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

- (1) 交付期間 公示日から令和 8 年 10 月 30 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。ただし、最終日は午後 1 時 30 分までとする。なお、紙による交付は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）。
- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>
ただし、紙による交付を希望する場合は下記 6 (2) に同じ。
- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期限等

- (1) 提出期間 公示日から令和 8 年 9 月 7 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。最終日は正午まで。
なお、申請書は、令和 8 年 9 月 7 日以降も当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）受け付けるが、当該業務に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- (2) 提出場所
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
TEL 011-272-7513
FAX 011-280-0351
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和 7・8 年度資格審査申請の際に提出したものの写し。
イ 共同企業体協定書の写し。
ウ 下記 7 (2) アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和 8 年 8 月 5 日支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第 3 と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成
特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす 2 社又は 3 社の組合せと

する。

ア 防衛省における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気工事」870点以上「Aランク」であること。

また、代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気工事」780点以上「A又はBランク」であること。

ウ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の以下の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

設計業者：株式会社エイト設計

なお、詳細は入札説明書による。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成23年 4 月 1 日から公示日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における工事のうち、延べ面積1,400㎡／棟以上の建物の電気設備工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積1,400㎡／棟以上の建物の電気設備工事

また、代表者以外の構成員は、平成23年 4 月 1 日から公示日までに完了・引渡し完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして受注した工事のうち、国内における建物の電気設備工事

② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の電気設備工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

イ 建設業法の「電気工事」につき許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。

ウ 「電気工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「電気工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。

この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3ヵ月を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「千歳(8)訓練施設新設等電気工事 ○○○建設・○○○建設・○○○建設 建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告(建設工事)」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。